

帯広市男女共同参画推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の実現にかかる施策を総合的に推進するため、帯広市男女共同参画推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 市民会議は、男女共同参画社会の実現を目指し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) おびひろ男女共同参画プランの総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (2) おびひろ男女共同参画プランの施策の実施に係る評価に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の実現のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内に在住又は勤務する者(公募によるものとする。)
- (3) 各種関係団体(農業、商工業、労働、女性等の関係団体等)から推薦を受けた者
- (4) 帯広市男女共同参画推進員

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4以上になるように努める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 市民会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 市民会議の庶務は、市民活動部男女共同参画推進課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる市民会議の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 市民会議設立当初の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。